

# 平成 27 年度非食用農作物専用農薬安全性評価検討会（第 1 回）

## 議事要旨

### 1. 開催日時及び場所

日 時：平成 27 年 10 月 30 日（金）13：30～15：40

場 所：環境省 第 1 会議室

### 2. 出席委員（敬称略）

平塚 明（座長）	浅野 哲
石井 邦雄	上路 雅子
太田 敏博	平林 容子
鰐淵 英機	

### 3. 議事

- （1）座長の選出
- （2）ペラルゴン酸及びペラルゴン酸カリウム塩の安全性評価について
- （3）食品安全委員会で食品健康影響評価が行われた非食用農作物専用農薬（イマザピルイソプロピルアミン塩（イマザピル））の取り扱いについて
- （4）食品安全委員会で食品健康影響評価が行われた非食用農作物専用農薬（ジクロベニル（DBN））の取り扱いについて
- （5）その他

### 4. 議事の概要

- （1）座長の選出  
検討会開催要領に基づき、委員の互選により、座長として平塚委員が選出された。また、座長により、座長代理として浅野委員が指名された。
- （2）ペラルゴン酸及びペラルゴン酸カリウム塩の安全性評価について  
ペラルゴン酸及びペラルゴン酸カリウム塩の安全性評価について、農薬登録申請者より提出された各種試験成績等に基づき、委員による検討が行われた。評価資料を一部修正の上、ペラルゴン酸及びペラルゴン酸カリウム塩については、農薬として想定しうる使用方法に基づき使用される限りにおいて、ヒトの健康を損なうおそれがないことが明らかであると考えられ、非食用農薬 ADI については設定しないこととされた。
- （3）食品安全委員会で食品健康影響評価が行われた非食用農作物専用農薬（イマザピルイソプロピルアミン塩（イマザピル））の取り扱いについて  
イマザピルイソプロピルアミン塩（イマザピル）について、「非食用農作物専用農薬に係る水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定方針（平成 24 年 10 月

30 日中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 32 回）了承）」に基づき検討が行われ、食品安全委員会で設定された ADI 2.8 mg/kg 体重/日（イマザピル[酸]として）を水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に活用することとされた。

（4）食品安全委員会で食品健康影響評価が行われた非食用農作物専用農薬（ジクロベニル（DBN））の取り扱いについて

ジクロベニル（DBN）について、「非食用農作物専用農薬に係る水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定方針（平成 24 年 10 月 30 日中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 32 回）了承）」に基づき検討が行われ、食品安全委員会で設定された ADI 0.01 mg/kg 体重/日を水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に活用することとされた。

（5）その他

前回（平成 26 年度第 3 回）検討会の議事録及び議事要旨について、議事録を一部修正の上、了承された。

※ 会議及び会議資料の扱いについては、公開することにより企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあることから、検討会開催要領に基づき非公開とすることとされた。（以上）